

別紙

根拠法令・条項

第1 高知県行政手続条例

第5条、第6条及び第12条

第2 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）

1 審査基準及び標準処理期間

- ・ 法第84条第1項
- ・ 法第94条第2項
- ・ 法第99条第1項
- ・ 法第101条第5項
- ・ 法第101条の2第3項
- ・ 法第104条の4第3項・第6項
- ・ 法第107条の7第3項
- ・ 法第108条の4第1項
- ・ 法第108条の32の2第1項
- ・ 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第33条の6第1項第1号ハ
- ・ 令第33条の6第2項第1号ハ・第4項第1号ハ
- ・ 令第34条第3項第2号・第4項第2号
- ・ 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第30条の13第1項

2 処分基準

- ・ 法第90条第5項・第6項・第9項・第10項
- ・ 法第91条
- ・ 法第103条第1項
- ・ 法第103条第2項・第4項・第7項・第8項
- ・ 法第104条の2の3第1項・第3項
- ・ 法第107条の5第1項・第2項・第9項
- ・ 法第108条の32の2第5項